

四国電力・伊方原発の規制基準適合性審査合格の件

2015年7月21日

多くの憲法学者から憲法違反を指摘されている「安保関連法案」の強行採決による衆議院可決のニュースが流れる中、7月15日、原子力規制委員会は、四国電力・伊方原発3号機について、規制基準に適合しているとする審査書を決定した。この適合性審査の決定は、鹿児島県の九州電力・川内原発などに次いで全国で3か所目となる。

この件について、当ネットワークの参加団体、自由法曹団が声明を出していますので、紹介する。http://www.jlaf.jp/menu/pdf/2015/150717_01.pdf

伊方原発3号機の再稼働の動きに反対する声明

1 本年7月15日、原子力規制委員会は、四国電力伊方原子力発電所3号機の再稼働に向けた新規規制基準の合格証となる「審査書」を正式に決定した。

九州電力川内原発1, 2号機、関西電力高浜原発3, 4号機に続き3例目である。今後、地元自治体などの同意を経て、早ければ今冬にも再稼働が目論まれている。

自由法曹団は、福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の安全を第一に考え、原発依存政策からの撤退を求める立場から、原発再稼働に向けた原子力規制委員会の態度に抗議し、政府の原発推進政策に強く反対する。

すでに本年5月22日付けで伊方原発3号機の再稼働に反対する声明を発表しているが、今回の暴挙は原発のない社会を望む多くの国民の声を無視したものであり怒りを禁じえない。

2 自由法曹団は、これまで新規規制基準は決して安全性基準ではないということを強調し、新規規制基準に合格した原発の再稼働を進めるとする政府の原発推進政

策に対し正面から反対し、警鐘を乱打してきた。

また、本年4月14日に下された高浜原発3,4号機運転差止仮処分決定においても、福井地方裁判所は、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」、「新規制基準は合理性を欠くものである。」と明確に断じている。

原子力規制委員会は、福島第一原発の事故から4年が経過した今なお、事故収束も原状回復もその目途すらたっていないという甚大な被害の現実を直視し、同決定のメッセージを虚心坦懐に受け止めるべきである。

3 伊方原発の北側瀬戸内海沖合い約8キロの海底には、巨大活断層である中央構造線断層帯が存在している。太平洋沖のプレートが動くことによる南海トラフ大地震も予想されており、伊方原発周辺で引き起こされる大規模地震のリスクは極めて高い。

本年7月13日には大分南部を震源とする地震が発生し、震度5強を観測し、伊方原発がある愛媛県伊方町でも震度4を記録したばかりであり、自然の驚異に対して謙虚になるべきである。

加えて、伊方原発は東西に細長く険しい佐田岬半島に立地しており、事故時の住民避難や収束要員の支援が適切にできるかという重大な問題も残している。原発に続く道は尾根筋の国道と海岸線に沿った曲がりくねった県道の2本しかない。いずれも地滑りで寸断される危険があり、国道から原発に行くには高低差約180メートルもある急傾斜の山道を降りるしかない。原発の敷地も平地はほとんどなく、事故収束要員を地震や放射能から守る施設は狭く、福島第一原発のように大量の汚染水が発生した場合、タンクの設置場所は見当たらないし、瀬戸内海は閉鎖性水域で、汚染水の逃し場もない。半島西側に暮らす約5000人の住民らの避難ルートは海路か空路しかなく、悪天候と原発事故の複合災害となった場合の解決策はない。

4 2014年5月21日大飯原発3,4号機の運転差止を認めた福井地方裁判所

の判決が示すとおり、福島第一原発事故は、我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である。そして、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるこそが国富の喪失である。

伊方原発の再稼働は、福島第一原発事故再来のリスクを自ら招くものである。そして、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの住民の意見を無視し、生活の安全をないがしろにするものであり、原発の安全性に絶対はないという福島第一原発事故の現実を顧みない全く無責任な判断であるといわざるを得ない。

自由法曹団は、原発事故の被害を二度と繰り返させず、将来世代に禍根を残さないために、原発政策からの早期撤退こそが、我が国の取るべきエネルギー政策の姿であると考え。原発ゼロの社会を実現するためにも、それに逆行する伊方原発再稼働への動きに対して、強く反対の意を表明する。

2015年7月16日

自由法曹団

団長 荒井 新二